

福山市下水道排水設備指定工事店業務手引き

2026年（令和8年）4月

I 福山市下水道排水設備指定工事店

1. 指定工事店	P1
2. 責務及び遵守事項	P2
3. 指定取消	P3
4. 違反行為	P4~P5
5. 各種申請・届出	P6
(1) 指定の申請	P6~P7
(2) 指定の更新	P8
(3) 指定の辞退	P9
(4) 異動の届出	P10

II 下水道接続指導制度

P11~P14

III 排水設備

P15

1. 事前調査	P16~P18
2. 排水設備等確認(変更)申請書	P19~P21
(1) 排水設備工事の設計及び施工	P22~P23
(2) 汚水と雨水の取扱について	P24~P25
(3) 排水設備設計図の図示記号一覧表	P26
(4) 最終し尿収集及び浄化槽清掃について	P27
3. 排水設備工事完了届	P28
4. 検査と検査済証	P28
5. 下水道使用(開始・休止・廃止)届	P29
6. 排水設備等確認申請書取下届	P30

IV 水洗便所改造資金融資あっせん制度

P31~P34

V 下水道事業受益者負担金

P35~P36

VI その他各種申請

1. 私道への下水道管布設申請書	P37
2. 下水道排水施設設置と接続（位置指定道路内の排水施設）	P38
3. 処理区域外の施設等設置許可（変更）申請書	P39
4. 仮設放流申請書	P40～41
5. 取付管設置申請（私費）	P42
6. 公費による宅内マンホールポンプ施設設置申請書	P43

VII 特定施設と特定事業場

P44

VIII 下水道本管・取付管

P45

参考資料

注意する点・よくある改修指示事項（参考資料1）	P46
排水設備工事施工写真 撮影例（参考資料2）	P47
排水設備等確認申請書記入時チェック表（参考資料3）	P48
注意事項（参考資料4）	P49～P51

各種お問い合わせ先

・排水設備等確認申請書について	ふくやま上下水道料金センター	TEL084-928-1516
・排水設備工事の設計・施工について	//	//
・仮設放流について	//	//
・取付管の工事（公費）について	お客さまサービス課排水設備担当	TEL084-928-1532
・取付管の工事（私費）について	上下水道計画課	TEL084-928-1090
・本管・取付管の詰まりについて	管路維持課	TEL084-928-1531
・下水道本管工事について	管路整備課下水担当	TEL084-928-1088
・下水道使用料について	ふくやま上下水道料金センター	TEL084-928-1514
・下水道事業受益者負担金について	お客さまサービス課普及促進担当	TEL084-928-1087
・特定事業場について	水づくり課管理担当	TEL084-955-1142
・浄化槽に関することについて	環境保全課（市役所）	TEL084-928-1072
・くみとり便所の廃止について	廃棄物対策課（市役所）	TEL084-928-1073
・集落排水事業について （内海町，走島町）	お客さまサービス課排水設備担当	TEL084-928-1532

I. 福山市下水道排水設備指定工事店

1. 指定工事店

排水設備工事は、下水道法施行令第8条に規定されている構造の技術上の基準に適合した施工がなされなければならない。その適正な施工が確実に実施される必要があるため、条例により排水設備の新設等の工事は、指定工事店でなければ行うことができない。

また、工事店に専属する責任技術者は、排水設備に関する試験等に合格し、技能を有する者として認定し登録した者でなければならない。この責任技術者が設計及び施工管理を行うものとする。

福山市下水道条例 第7条 (排水設備の工事の施工)

排水設備の新設等の工事は、下水道排水設備指定工事店(上下水道事業管理者が指定する業者をいう。以下「指定工事店」という。)でなければ施工してはならない。

2 指定工事店には、下水道排水設備工事責任技術者(規程で定める者をいう。次項において「責任技術者」という。)で専属のものを置かなければならない。

福山市下水道排水設備指定工事店規程 第14条

(責任技術者の責務)

責任技術者は、下水道に関する法令その他上下水道事業管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(管理を含む。)に当たらなければならない。

2. 指定工事店の責務及び遵守事項

福山市下水道排水設備指定工事店規程（第 13 条）
（指定工事店の責務及び遵守事項）

指定工事店は、下水道に関する法令(条例及び条例に基づく規程を含む。次条において同じ。)その他上下水道事業管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 排水設備工事施工の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 - (2) 排水設備工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、排水設備工事の契約に際しては、工事の金額、期限その他必要事項を明確に示さなければならない。
 - (3) 排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (4) 指定工事店としての自己の名義を他人に貸与してはならない。
 - (5) 排水設備工事は、条例第 4 条の上下水道事業管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
 - (6) 排水設備工事は、責任技術者の管理の下でなければ設計し、及び施工してはならない。
 - (7) 排水設備工事の完成後 1 年以内に生じた故障等については、天災又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
 - (8) 災害等緊急時に排水設備の復旧に関して上下水道事業管理者から協力の要請があったときは、これに協力するよう努めなければならない。

3. 指定工事店の指定取消

福山市下水道排水設備指定工事店規程 第 12 条 (指定の取消等)

上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、指定工事店が第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当しなくなったとき、又は同項第 4 号ア、イ、エ又はカのいずれかに該当することとなったときは、当該指定工事店に係る指定を取り消すものとする。

第 2 条 (指定工事店の指定)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 責任技術者が 1 人以上専属していること。(2) 排水設備の新設、増設又は改築の工事(以下「排水設備工事」という。)の施工に必要な設備及び器材を有していること。(3) 広島県内に営業所を有すること。(4) 次のいずれにも該当しないこと。<ul style="list-style-type: none">ア 精神の機能の障害により下水道排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者エ 責任技術者の登録(以下「登録」という。)を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過していない者カ 法人であって、その代表者がア、イ又はエに該当する者であるもの |
|--|

2 管理者は、指定工事店が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて指定の効力を停止することができる。

- (1) 条例又は条例に基づく規程の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により指定を受けたとき。
- (3) 業務に関し不誠実な行為がある等、管理者が指定工事店として不相当と認めるとき。

4. 指定工事店の違反行為に関する処分について

福山市上下水道局では、指定工事店制度のより適正な運用を図るため、「福山市下水道排水設備指定工事店の指定取消に係る違反行為等審査委員会」を設置し、指定工事店の違反行為に関する処分（指定の取消又は指定の効力の停止）について、審査基準及び処分基準により調査審議しています。

別表第1（第6条関係）

指定工事店の違反行為に関する審査基準

審 査 項 目	減 点 数
1 規程第11条に関するもの	10点
2 無届工事に関するもの	
(1) 計画の確認申請のない工事を施工したもの	20点
(2) 計画の確認のない工事を施工したもの	10点
(3) 変更の届出のない工事を施工したもの	10点
(4) 変更の確認のない工事を施工したもの	10点
3 不正工事に関するもの	
(1) 排水設備の技術基準に適合していない工事を施工したもの	10点
(2) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に依託し、又は請け負わせたもの	20点
(3) 指定工事店としての名義を他の業者に貸与したもの	40点
4 工事の検査に関するもの	
(1) 担当の責任技術者が立会いしなかったもの	10点
(2) 検査員の改修指示に従わなかったもの	40点
(3) 完了届の提出を怠ったもの	20点
5 その他工事又は行為を行ったもの	
(1) 責任修理に応じないもの	40点
(2) 正当な理由なく工事請負を拒否したもの	10点
(3) 不当に高い工事費を要求し、又は受け取ったもの	20点
6 その他審査の対象となる不誠実な行為等をしたもの	10点

備 考

- 違反行為により減点を受けた日から1年以内に新たな違反行為がなかったときは、その減点を取り消す。
- 違反行為により減点を受けた日から1年以内に更に同一の違反行為を行った場合の減点数は、当該違反行為の減点数の2倍の減点数とする。

別表第2（第6条関係）

指定工事店の違反行為に関する処分基準

累 積 減 点 数		処 分 基 準
	40点 未 満	嚴重注意及び始末書提出
40点 以上	60点 未 満	15日間の指定停止
60点 以上	70点 未 満	1か月間の指定停止
70点 以上	80点 未 満	2か月間の指定停止
80点 以上	90点 未 満	3か月間の指定停止
90点 以上	100点 未 満	6か月間の指定停止
100点 以上		指定取消

備 考

累積点数は指定取消の処分がなされた場合は消滅する。

5. 指定工事店の各種申請・届出

(1) 工事店の指定申請

申請書類

福山市下水道排水設備指定工事店規程第 3 条 (指定の申請)

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1. [様式第 1 号] | 「下水道排水設備指定工事店指定申請書」 |
| 2. [様式第 1 号-2] | 「営業所平面図及び付近見取図」 |
| 3. [様式第 1 号-3] | 「設備及び器材について」 |
| 4. [様式第 2 号] | 「専属責任技術者名簿 (新規・解除)」 |
| 5. | 「誓約書」 |

* 添付書類等については、申請書に書いてあります。

資格

福山市下水道排水設備指定工事店規程第 2 条 (指定工事店の指定)

- (1) 責任技術者が 1 人以上専属していること。
- (2) 排水設備の新設、増設又は改築の工事(以下「排水設備工事」という。)の施行に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 広島県内に営業所を有すること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 精神の機能の障害により下水道排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 第 12 条第 2 項の規定により指定工事店の指定(以下「指定」という。)を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過していない者
 - エ 責任技術者の登録(以下「登録」という。)を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過していない者
 - オ 指定工事店の業務に関し、第 13 条第 2 項第 5 号又は第 6 号の規定に違反するおそれがあると管理者が認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その代表者がア、イ又はエに該当する者であるもの
- 2 前項第 4 号ウに該当する者が法人であるときは、その代表者は、同号ウに規定する期間内は、個人又は法人の代表者として指定を受けることができない。

同規程第 8 条 (指定の有効期間)

指定の有効期間は、指定の日から起算して5年とする。ただし、管理者は、特別の理由があるときは、これを短縮することができる。

福山市下水道条例 第 25 条(手数料)

管理者は、次の各号に掲げる事務を行うときは、申請者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 指定工事店の指定 1 件につき 20,000 円

(2) 指定工事店の更新

申請書類

1. 〔様式第1号〕 「下水道排水設備指定工事店指定申請書」
2. 〔様式第1号-2〕 「営業所平面図及び付近見取図」
3. 〔様式第1号-3〕 「設備及び器材について」
4. 〔様式第2号〕 「専属責任技術者名簿（新規・解除）」
5. 「誓約書」

*添付書類等については、申請書に書いてあります。

福山市下水道排水設備指定工事店規程第9条（指定の更新）

指定工事店は、指定の有効期間の満了後引き続き指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

2 第3条の規定は、指定の更新について準用する。この場合において、同条第1項中「下水道排水設備指定工事店指定申請書」とあるのは「指定の有効期間の満了の日前14日までに下水道排水設備指定工事店指定更新申請書」と、同条第2項中「下水道排水設備指定工事店指定申請書」とあるのは「下水道排水設備指定工事店指定更新申請書」と読み替えるものとする。

資格 同規程第2条（指定工事店の指定）

福山市下水道条例 第25条（手数料）

管理者は、次の各号に掲げる事務を行うときは、申請者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (2) 指定工事店の指定の更新 1件につき 10,000円

(3) 指定工事店の指定辞退

申請書類

- | | |
|------------|---------------------|
| 1. 〔様式第5号〕 | 「下水道排水設備指定工事店指定辞退届」 |
| 2. 〔様式第2号〕 | 「専属責任技術者名簿（新規・解除）」 |
| * 添付書類 | 指定工事店証 |

福山市下水道排水設備指定工事店規程第 10 条(指定の辞退の届出)

指定工事店は、営業を廃止したときは、遅滞なく下水道排水設備指定工事店指定辞退届によりその旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。

同規程第 7 条(指定工事店証の返納)

指定工事店は、営業を廃止したとき、又は第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく指定工事店証を上下水道事業管理者に返納しなければならない。

(4) 指定工事店証の記載事項の異動

申請書類

1. 〔様式第6号〕 「下水道排水設備指定工事店証書換え交付申請書
下水道排水設備指定工事店異動届」

*添付書類等については、申請書に書いてあります。

福山市下水道排水設備指定工事店規程第 5 条 (指定工事店証の書換え交付)

指定工事店は、指定工事店証の記載事項に変更があったときは、速やかに指定工事店証の書換え交付を申請しなければならない。

同規程第 11 条 (異動の届出)

指定工事店は、営業所の電話番号を変更したとき、又は次の各号に掲げる事由に該当したときは、速やかに下水道排水設備指定工事店異動届によりその旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。

この場合において、次の各号に掲げる事由に該当したときは、当該各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 個人にあつては、名前に変更が生じたとき
- (2) 法人にあつては、代表者を変更したとき
- (3) 商号を変更したとき
- (4) 営業所の所在地に変更があったとき
- (5) 専属する責任技術者に変更が生じたとき

Ⅱ 下水道接続指導制度

1. 下水道接続指導制度とは

福山市では都市の健全な発展と、快適で衛生的な生活環境を確保し、川や海などの公共用水域の水質を保全するため、公共下水道の整備に取り組んでいます。

公共下水道は、生活排水をきれいにして自然に返す大切な役割を担っています。皆様が速やかに接続していただくことで、効果が発揮できます。

本市の下水道における水洗化の向上の取組は、下水道の役割や目的、下水道法の排水設備の設置義務やくみ取便所から水洗便所への改造義務とその設置又は改造期限等を、市民に分かりやすく説明し、早期に下水道へ接続していただくようお願いしています。

しかしながら、再三のお願い、指導にもかかわらず、長期間下水道へ接続されない建物があり、排出された汚水が周辺地区の住環境に影響を及ぼしているケースもあります。

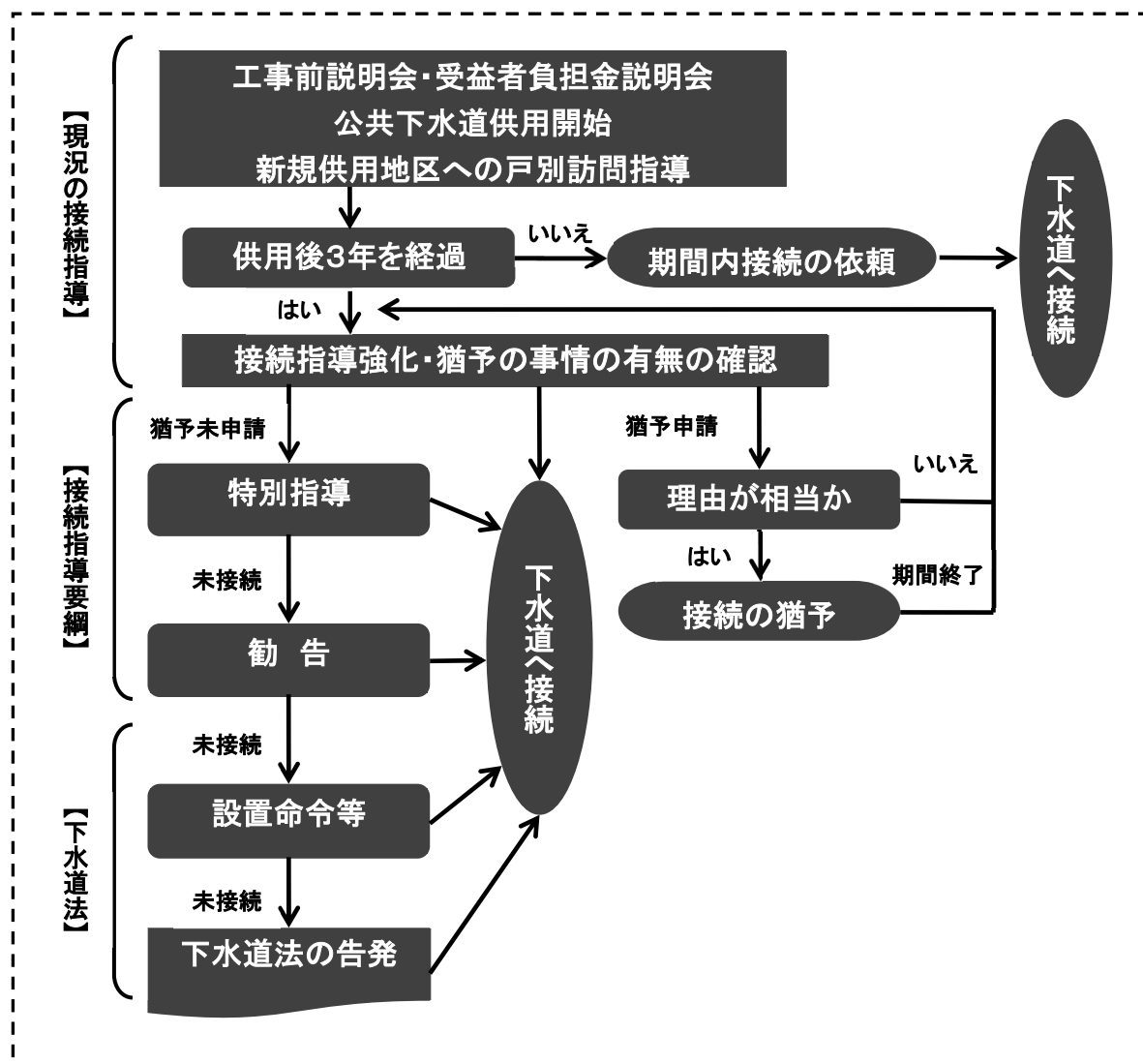
そこで、排水設備の設置の猶予に係る特別の事情や、くみ取便所を水洗便所に改造していないことに係る相当の理由の基準、運用方法を定め2016年（平成28年）4月1日より導入して効率的・効果的に接続指導を行うことで、下水道への早期の接続を図っています。

2. 接続指導制度の概要

下水道接続指導制度は、経済的困難など排水設備の設置の猶予の基準や運用方法を要綱で規定し、長期間未接続建物の所有者に対して、下水道法に基づく排水設備の設置義務及び期限、設置の猶予、命令、罰則等に関する説明を行い、排水設備の設置工事等に着手させる具体的な特別指導や勧告を実施します。

なお、正当な理由なく排水設備の設置の猶予の申請、排水設備の設置工事等に着手しなかった者に対しては、下水道法の罰則を視野に設置命令や改造命令を行うことがあります。

3. 接続指導の流れ



4. 制度の解説

(1) 公共下水道供用開始の告示

公共下水道供用開始の告示は下水道法第9条の規定に基づき行われ、供用が開始されるとその区域の土地の所有者、使用者又は占有者は接続の義務が生じます。

(2) 接続期限

下水道への接続（排水設備の設置工事、くみ取り便所から水洗便所への改造工事）期限は「供用開始後3年以内」です。

(3) 接続の猶予

公共下水道供用開始区域内全ての建物所有者は、やむを得ない事情により期限内に接続工事ができない場合、申請により期間を定めて猶予を受けることができます。

なお、工事資金の調達が困難な場合、猶予する期間が終了してもその事情が継続していれば、再申請により猶予の延長ができます。

猶予する事情	猶予する期間	申請に必要な書類
工事資金の調達が困難	5年以内	前年の所得課税証明
合併処理浄化槽を使用	接続期限から5年以内	法定検査結果票
接続工事で建物に損害が生じる	原因が解決されるまで	証明する書類
土地の形状等により接続が困難	工事が可能となるまで	証明する書類
建物を使用していない	3年以内	証明する書類
建物をこわす予定がある	2年以内	使用計画書

(4) 特別指導

下水道への接続期限が経過しても、正当な理由なく排水設備設置の猶予申請又は接続工事等に着手しない建物所有者で、次の要件の合計点が10点以上となった場合、特別指導を2回実施します。

土地・建築物の状況		点数
(1)	建築物が単独処理浄化槽(合併処理浄化槽以外の汚水を処理する設備又は施設をいう。)により汚水を処理しているもの又はくみ取便所が設けられているもの	4点
(2)	公共下水道の供用を開始した日から3年を超え、30年未満の区域に所在する土地	2点
(3)	公共下水道の供用を開始した日から30年以上経過した区域に所在する土地	6点
(4)	広島県生活環境の保全等に関する条例(平成15年広島県条例第35号)第2条第8号に規定する污水等関係特定施設を有し、排出水を排水する工場・事業場(ただし、下水道終末処理施設又は、地方公共団体が設置するし尿処理施設を除く。)	4点
(5)	排出される汚水を原因とする、悪臭、水質汚濁等により周辺環境に影響を与えるもの	8点
(6)	福山市下水道排水設備指定工事店が所有する建築物	4点

(5) 勧告

未接続者に対して特別指導を2回実施した場合で、正当な理由なく排水設備の設置の猶予申請又は接続工事等に着手しなかった場合は、期限を定めて排水設備の設置等を勧告します。

(6) 排水設備の設置命令等

勧告を2回実施した場合で、未接続者が正当な理由なく排水設備の設置の猶予の申請又は接続工事等に着手しなかった場合は、未接続者に対し下水道法に定める排水設備の設置やくみ取り便所から水洗便所への改造命令を行うことができます。

これに従わない場合は、法律違反として告発することができます。

(7) 接続猶予する事情の判断並びに調書作成等

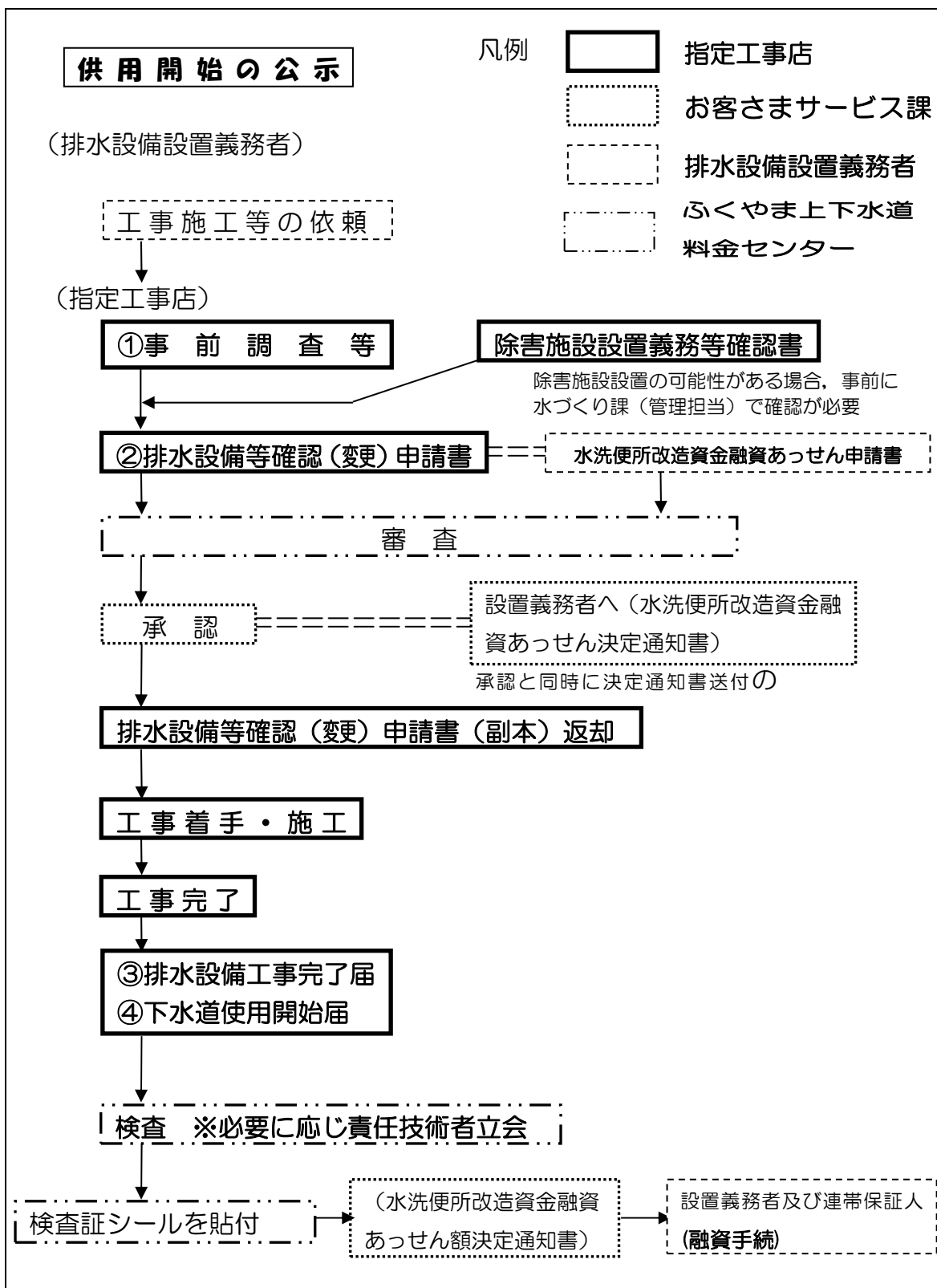
建物の排水設備工事の見積り等の依頼があった場合に、特別な事情「下水道工事をすると建物に損害がでるおそれがある場合（区分3）」「土地の形状等により下水道への接続工事ができない場合（区分4）」に該当する時には、現況確認調書（様式第6号）の作成・提出が必要になります。

依頼者から現地の判断並びに調書等の作成・提出の依頼がありましたら協力をお願いします。

猶予する事情によって提出に必要な書類は異なってきますので、詳しいことはお客さまサービス課 普及促進担当（TEL084-928-1087）へお問い合わせください。

Ⅲ 排水設備

排水設備工事の手順について



1. 事前調査

排水設備は、土地や建物等からの下水を公共下水道に支障なく、衛生的に排除するものでなければならない。

(1) 公共下水道の供用開始の有無の確認

下水道本管工事施工中の場所の建物の工事については、管路整備課（下水道担当）で確認し、原則本管工事完了検査終了後に施工してください。

なお、本管工事中（工事発注済みのものを含む）時に、排水設備等確認（変更）申請書を提出する場合は、管路整備課（下水道担当）本管工事担当者（監督員）に必ず放流等協議を行い、協議内容を担当者記名のうえ、申請書の提出を行ってください。

※ 処理区域外の建物の設計にあたっては、事前にお客さまサービス課（排水設備担当）と協議してください。

(2) 下水の排除方式（分流式区域、合流式区域）の確認

(3) 排水人口（人）、排水予定量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）、排水面積（ m^2 ）の確認

規模の大きな建物（ホテル・マンションなど）及び排水量の多い建物の設計にあたっては、次のいずれかに該当する場合には事前にお客さまサービス課（排水設備担当）と協議してください。

分流区域

1. 開発行為に関わらない、 $1,000 \text{ m}^2$ 以上の敷地面積の場合。
2. 器具単位 660 単位以上の場合。（標準勾配 1/100 として）

合流区域

1. 500 m^2 以上の敷地面積の場合

その他

1. 給水管の口径が $\phi 50\text{mm}$ で2系統以上の建物の場合。
2. マンション、店舗など受水槽による圧送供給や降下水槽の場合。

なお、事前協議を行っている場合には、排水設備等確認申請の際、事前協議書の複写を添付してください。

(4) 取付ますの有無とその状態（位置、形状寸法等）の確認

取付ますが設置されていない場合は、お客さまサービス課（排水設備担当）（公費負担分）または上下水道計画課（下水道担当）（私費負担分）と協議し、設置に必要な手続きを行ってください。なお、設置には、道路占用等の協議のため日数を要するので、排水設備工事の施工時期を考えて、余裕をもって手続きを

行ってください。

また、既存の取付ますがある場合で、今後使用する計画が無いものは、私費での撤去が必要となりますので、撤去の際は、事前に上下水道計画課（下水道担当）と協議してください。

（５）隣地との境界の確認

申請者以外の者が所有する土地に、排水設備を設置して排水する場合、並びに申請者以外の者が設置している、取付ます及び排水設備を使用して排水する場合は、後日紛争が起きないように、書面（土地・工作物使用同意書）により関係者の承諾を得て、その写しを排水設備等確認申請書に添付してください。

（６）既設の排水設備の確認（P. 23）

（７）水洗便所改造資金融資あっせんの利用の有無の確認（P. 31）

※ 着工後の融資あっせんの申請は受け付けできません。

（８）ディスポーザーの使用について

広島県浄化センターの処理施設への負荷を考え、使用の自粛をお願いしています。

※ディスポーザー排水処理システムの使用については、お客さまサービス課排水設備担当と協議してください。

（９）排水設備工事に伴う最終のし尿収集等については、別記（排水設備工事に伴う最終し尿収集及び浄化槽の清掃について）のとおり行ってください。（P. 27）

（１０）その他の注意事項

ア 食堂・中華料理店などで、下水に油分が多く含まれる場所には、グリーストラップ（阻集器）を設置するよう計画してください。

また、美容室、コインランドリー、歯科については、毛髪阻集器、繊維くず阻集器、プラスタ阻集器など適切なものを設置するよう計画してください。

また、阻集器の維持管理の必要性について設置者に十分説明してください。排水設備等確認申請書へ仕様書や計算書など（維持管理方法）の添付をお願いします。

イ ガソリンスタンドや駐車場の床排水は汚水として処理するが、オイルトラップ（阻集器）を設置して排水してください。この際、雨水の流入については、路面排水の勾配を調整し、流入量を最小限にとどめてください。

- ウ 通路やベランダの床排水は、一般的に吹き込む雨水を排除することを目的としていますが、この場所に給水栓があり、洗濯場となっている場合や掃除などで汚水が出る場合には、汚水処理してください。
- エ プールや屋外洗い場などの水は汚水扱いとなるので、溜めますを設置しトラップを介して下水道に接続してください。
- オ 防火水槽（専用）については、その排水は雨水として処理してください。ただし、受水槽と兼用になっているものは汚水として処理してください。受水槽のドレン排水及びオーバーフロー排水は、汚水として処理してください。
- カ 観賞用の池などについては、生活に起因しており、清掃時には汚れた水が出る可能性があることから、汚水として処理してください。

2. 排水設備等確認(変更)申請書

確認申請書の提出	<p>施工時期を考慮して、計画的に行うこと。(工事着手前)</p> <p>正副2部(副はコピーでもよい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・図面(平面図、勾配図) ・位置図(ゼンリン住宅地図のコピー)
確認申請書の承認	<p>工事内容等を確認の上、副本をお返しします。</p>
工事着手	<p>上下水道事業管理者の確認を受けてから着手のこと</p>

※確認後、排水経路、ますの数等変更の場合、事前協議し指示を受けること。
(排水経路などが大きく変わる場合、変更申請書が必要になります。) P. 21

記入上の注意

申請者	排水設備工事を行う者
設置場所	住居表示が行われている地域では○番○号
工事区分	<p>該当のものを○で囲む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築(建物を建てて、初めて下水道へ接続する場合) ・建替接続済(すでに下水道を使用していた建物を建替する場合) ・建替未接続(今まで建物はあったが、下水道へ接続してなく建替する場合) ・増築(すでに下水道を使用していた建物に増築する場合) ・汲み取り改造(汲み取り便所を下水道へ接続する場合) ・浄化槽廃止(浄化槽を廃止して下水道へ接続する場合) ・その他(上記以外のもの(リフォーム、管路のみなど))
同意	申請者と土地所有者、家屋所有者が異なる場合に記入と押印
指定工事店	名称(押印不要)、責任技術者名、連絡先の電話番号
排水棟数	建物の戸数(棟数)
排水世帯	<u>その建物に住居を有する世帯数(事務所・工場店舗等居住に供していない建物は、世帯数にカウントしない。)</u>
建物の用途	<p>該当のものを○で囲む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗の場合は、グリーストラップ等の除害施設の設置の必要性を判断するため、()内に業種を記入 ・その他の場合も()内に必ず用途を記入 ・<u>排水量が50m³/日以上</u>の事業場は、<u>その排水量を記入</u>
排水・使用水の種別	排水する水の種別を記入(地下水については使用人数を記入)

- 水栓番号 調査して正確に記入
- 新築等で水栓番号が決定していない場合は、「申請中」と記入
 - アパート等で複数水栓番号を給水申請している場合は何栓申請しているか具体的に記入「申請中〇〇栓」
 - 水栓番号が分からないときは、メーター番号を記入（番号の前に「メ」をつける）
 - 上水道以外の水（地下水、工業用水、簡易水道等）を使用している場合は、「排水・使用水の種別」の欄に記入
 - アパート等で散水栓に水栓番号がある場合に「水栓番号」と「下水道接続の有無」を記入
 - 同一敷地内へ既存の建物がある場合は、水栓番号が別か同一か分かるよう平面図等へ記入

着手予定日 「〇月〇日」と記入

完了予定日 「〇月末」「〇月〇旬」という書き方でもよい

平面図・縦断面図 （P. 22）
（勾配図）

除害施設設置義務等確認書

申請時に建物の用途で、除害施設の設置が必要となる可能性がある場合（水質汚濁防止法施工令 別表第一（第一条関係）参照）は、水づくり課（管理担当）で確認し「除害施設設置義務等確認書」を受け取り、原本を添付して提出してください。

- その他
- 排水ヘッダーを使用する場合は、申請書枠外の上部に「ヘッダー使用」と明記してください。
 - 排水管のみを施工する場合は、建物の用途内の「管路のみ」を選択してください。
 - 取付ますが既に存在する場合は「既設」未設置または新しく設置する場合は「新設」と平面図に明記すること。
 - 工事費内訳書は、「水洗便所改造資金融資あっせん制度」を利用する際に提出してください。
 - 申請建物以外の既存建物の管を接続する場合には、分かる範囲で既存の配管ルートを図示してください。
 - 取付ますが他の既存建物からの流入がある場合は、その旨を記載してください。なお、既存建物からの流入の詳細については、省略していただいて差し支えありません。

変更申請

- 確認申請承認後、事業計画の変更・排除汚水量の変更・排水管径の変更・阻集器の設置・排水経路の変更・除害施設の設置などの変更が生じた場合には「変更申請」が必要となりますので、協議をしてください。
- ※ 協議時に、現地の状況が分かるような写真を持参いただくと協議が、より円滑に運びます。

(1) 排水設備工事の設計及び施工

排水設備の設置にあたっては、下水道に関する法令等に定められている技術上の基準に従ってください。

1. 福山市下水道条例及び福山市下水道条例施行規程（抜粋）

(1) 排水設備の設置及び構造に関する基準

- ① 排水管の土かぶり、は、20 センチメートル以上とする。
- ② 管渠の起点、集合点及び屈曲箇所並びに内径又は種類を異にする管渠の接続箇所には、ます又はマンホールを設置すること。
- ③ 汚水及び雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、次の表に定めるところによるものとする。

種別	排水対象	内 径	勾 配
汚水	排水人口 150 人未 満	100 ミリメートル以 上	100 分の 2 以 上
雨水	200 平方メートル未 満	100 ミリメートル以 上	100 分の 2 以 上

※排水区域が広い等特別の事情等で既存の取付ますでは100分の2以上の勾配が確保できない場合等は事前に協議のこと。

(2) 排水設備等の計画の確認申請等

別紙で図面を添付してもよい

縮尺と方位、排水経路の色分け（汚水は赤色、雨水は緑色、施工部分は実線、既設部分は点線）等記入漏れのないように記入

- ① 付近見取図 工事予定地及び隣接地を表示すること。
- ② 平面図 縮尺は、概ね 200 分の 1 以上とし、次の事項を表示すること。
 - ア 工事予定地の境界線及び面積
 - イ 公共下水道、取付ます、除害施設、撤去浄化槽及び撤去便槽の位置
 - ウ 道路、建物、井戸（ホップを含む）、流し場、浴場及び便所の位置
 - エ 排水設備の位置、大きさ、勾配、延長及び種別
 - オ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
- ③ 縦断面図 縮尺は、概ね 20 分の 1 以上とし、管渠及び付帯設備の構造、寸法及び勾配を表示すること。

(3) 既設管等利用の場合

既設の排水設備を利用する場合は、基準に適合するかどうかを十分に調査し、基準に適合しない場合は、改築の必要があるため、設置者に十分理解を求めてください。(設置者の確認書等を得ることをお勧めします)

ア 雨樋の誤接続

分流式の場合、雨水は分離して側溝又は水路へ流す改善をしてください。

イ 既設汚水ます蓋

雨水等が浸入しないよう密閉蓋に交換してください。

ウ 既設汚水ます底

排水の流れをスムーズにするため、ますの底にインバートを形成するか、インバート付きますへの取替を検討してください。

エ 既設給湯器のドレン排水

雨水系統に接続されている場合は、汚水系統へ接続を変更してください。ただし、中和器が設置されている給湯器(エコジョーズ等)については、雨水系統へ排水することができます。

オ 既設の受水槽のドレン排水及びオーバーフロー排水

雨水系統に接続されている場合は、汚水系統へ接続を変更してください。

カ 既設オイルトラップ

雨水系統に接続されている場合は、汚水系統へ接続を変更してください。ただし、雨水のみが流入する既設のオイルトラップについては、雨水接続のまま構いません。なお、その場合は事前にご相談ください。

キ 既設溜めます

下流側に防臭トラップが設置されていない場合は、防臭トラップを設置してください。なお、完了届の提出時には、防臭トラップを設置したことが確認できる写真を提出してください。

※ 既設管を使用する場合で判断が難しい時は、事前に上下水道料金センター(給排水関係)(TEL084-928-1516)まで相談してください。

(2) 分流式区域における汚水と雨水の取扱いについて

下水道法上の種類	発生形態による分類	下水の種類
汚 水	生活若しくは事業に起因	し尿を含んだ排水
		雑排水
		工場、事業場排水
雨 水	自然現象に起因	湧水
		降雨、雪どけ水

(1) 汚 水

- ① 水洗便所からの排水
- ② 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水
- ③ 屋外洗い場などからの排水
- ④ 冷却水
- ⑤ プール排水
- ⑥ 地下構造物からの排水
- ⑦ 工場及び事業場の生産活動により生じた排水
- ⑧ 高架水槽及び受水槽からのドレン排水及びオーバーフロー排水
- ⑨ 給湯器からのドレン排水
 - ※ 潜熱回収型ガス給湯器で、「中和器」が設置されているものは、雨水排水可能
- ⑩ その他雨水以外の排水（池等）

(2) 雨 水

- ① 雨水
- ② 地下水（地表に流れ出てくる湧水）
- ③ 雪どけ水
- ④ その他の自然水

※ 注意事項

マンション等の屋上、通路、ベランダの排水は、次のとおりとします。

屋上……………雨水排水として処理する。

ただし、給水栓がある場合は、排水口を設け汚水として処理する。

通路……………雨水排水として処理する。

ただし、給水栓がある場合は、汚水として処理する。

バルコニー…雨水排水として処理する。

ただし、給水栓があり、洗濯場や掃除などで汚水が出る場合は、
汚水として処理する。

(3) 排水設備設計図の図示記号一覧表

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化	VP	一 般 管
小 便 器		トラップ付	ビ ニ ル 管	VU	薄 肉 管
浴 室			硬 質 塩 化 ビニル卵形管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に排水しているものは除く	浄 化 槽		現場の状況に合わせた大きさ、形
手洗器、洗面器			底 部 有 孔 ます		丸 ます
床 排 水 口					角 ます
ト ラ ッ プ			公 共 汚 水 ます		
掃 除 口			公 共 雨 水 ます		
露 出 掃 除 口			側 溝 (道 路)		
阻 集 器			ト ラ ッ プ ます		丸 ます
排 水 管					角 ます
通 気 管			雨 ど い		
立 管			境 界 線		黒又は青
排水溝(宅地内)			建 物 外 壁		同上
汚 水 ます		丸 ます	建 物 間 仕 切 り		同上
		角 ます	新設管(合流管又は汚水管)		赤 色
ドロップます (汚水)		丸 ます	雨 水 管		緑 色
		角 ます	撤 去 管		黒 色
分 離 ます			既設又は在来管		赤…合流管又は汚水管 緑…雨水管
雨 水 ます		丸 ます	鋼 管	GP	
		角 ます	鋳 鉄 管	CIP	
ドロップます (雨水)		丸 ます	耐 火 二 層 管	FDP	
		角 ます	強化プラスチック複合管	FRPM	
陶 管	TP		鉄筋コンクリート管	CP	
陶製卵形管	ETP				
雨水浸透ます			雨水浸透管		緑 色
床下集合配管部			ディスポーザ (排水設備システム型)		

注 既設のますは破線で表示する。

(4) 最終し尿収集及び浄化槽清掃について

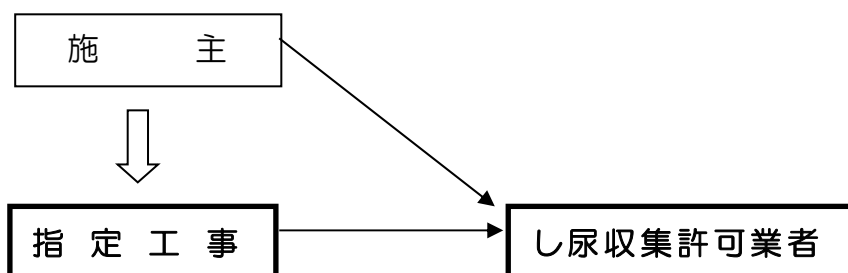
くみとり便所を廃止する場合

◎ 排水設備工事の確認を受けた後、指定工事店もしくは施主が、工事を施工する地域を担当するし尿収集許可業者に、最終くみとりの依頼をしてください。

※最終くみとりの依頼は、施工日より2週間以上余裕をもって連絡してください。

※くみとりに関するお問い合わせは、経済環境局環境部廃棄物対策課（市役所）

TEL 084-928-1073



浄化槽を廃止する場合

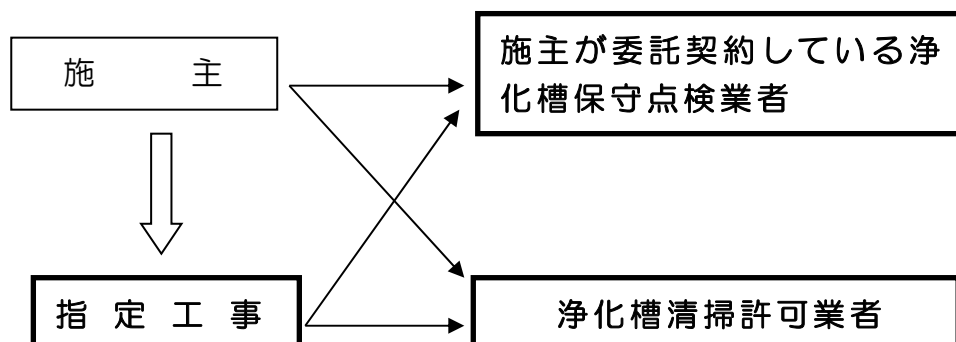
◎ 排水設備工事の確認を受けた後、指定工事店もしくは施主が、施主が委託契約している浄化槽保守点検業者または浄化槽清掃許可業者に、最終汚泥の引き抜き等を依頼してください。

また、浄化槽を撤去した後、浄化槽廃止届を経済環境局環境部環境保全課（市役所）へ提出してください。

（浄化槽廃止届はお客さまサービス課（排水設備担当）でも受付しています。）

※汚泥の引き抜き等の依頼は、施工日より2週間以上余裕をもって連絡してください。

※最終汚泥の引き抜き等に関するお問い合わせは、経済環境局環境部環境保全課（市役所）TEL 084-928-1072



3. 排水設備工事完了届

- (1) 完了届は、工事完了後5日以内に次のカラー写真を添付して提出して下さい。
- ア 配管施工中の写真（全体が見えるよう）
 - イ 取付ます接続部写真（拡大撮影のこと）
 - ウ 汚水ます（トイレの合流点）の写真
 - エ 取付ます蓋、泥溜ますにトラップを設置した写真
 - オ 排水ヘッダーを使用している場合は、ヘッダー及び点検口の設置状況が分かる写真。
 - カ 阻集器内部の写真（トラップが設置されている場合は、トラップ箇所の写真）
 - キ 圧力ポンプ内部の写真
- ※ 写真は、A4用紙で提出してください。
（排水設備工事施工写真撮影例 参考資料（2） P. 46参照）
フィルム付写真台帳はなるべく使用しないでください。
- (2) 変更（ますの位置や深さなど）があった場合は、竣工図を提出してください。
※ 確認申請承認後、事業計画の変更・排除汚水量の変更・排水管径の変更・阻集器の設置・排水経路の変更・除害施設の設置などの変更が生じた場合には「変更申請」が必要となりますので、協議をしてください。
- (3) 完了検査時に、ますが確認できない場合があります。室外機の下、コンクリートの下、防草シートの下、土砂の下などに埋設されないよう、外構工事業者と最終的な現場の仕上がりについて十分に調整してください。
- (4) お客様に対する説明
排水設備工事が完了したら、お客様に工事内容及び排水設備の維持管理等について、竣工図面を基に十分に説明してください。
公共下水道接続後、取付ますが上下水道局とお客様の管理区分となり管理上重要であることの説明は必ず行ってください。

4. 検査と検査済証

- (1) 担当の責任技術者の立会いを求める場合があります。
- (2) 検査員から改修指示があった場合は、速やかに対応してください。
※ 改修後、図面訂正や写真の提出を求める場合があります。

※ 改修指示があった場合は、1週間以内を目安に行ってください。

(3) 検査に合格したものについては、検査済証（シール）を現地に貼付します。

※ 書面で検査証明が必要な場合は、検査後の工事完了届の複写をお渡ししますので、お声掛けください。

5. 下水道使用(開始・休止・廃止)届

(1) 下水道使用開始届は原則、排水設備工事完了届と一緒に提出してください。

(2) 工事完了日、使用開始日（実際に使用できるようになった日）、水栓番号（メーター番号）等を記入し、工事完了後速やかに（5日以内）提出してください。

排水設備等工事完了届に記入する「工事完了年月日」とは、排水設備が取付ますに接続され、公共下水道を使用できる状態となった日です。後片付け、外構工事完了日、引き渡し日、給水装置工事検査日ではありません。

原則、下水道使用開始年月日と工事完了年月日は、同一日となります。

また、空家や空室の場合は、「開栓中」あるいは「未入居」などその旨を記入してください。

※下水道使用開始日から下水道使用料が発生します。

(3) 上水道以外の水（地下水、工業用水、簡易水道等）を使用している場合は、使用水の種別欄にその旨を記入してください。

なお、下水道使用料は、上水道の使用水量を基に算出しますが、地下水を使用している場合は、上下水道局が使用水量を別途認定して使用料金を算出します。また、地下水使用の場合は、その他の欄へ現在の使用人数・世帯人数などを記入してください。

※ 地下水使用の散水栓が下水道へ接続されている場合は、下水道使用料が必要となります。

(4) 事情により建物の一部の排水のみを工事する場合（一部接続）や、一つの水栓番号を使用している複数の建物の内、一部の建物を工事する場合は、事前にお客さまサービス課（排水設備担当）と協議するとともに、使用開始届を提出するときは、その旨を申し出てください。

また、共同住宅などで散水栓が、個別の水栓番号の場合は、必ず下水接続の有無が分かるよう、排水設備完了届・下水道使用開始届へ記載してください。

※ 水栓番号の記入漏れがないように注意してください。

(5) 排水設備工事を行わず、水道メーターを分栓する場合や閉栓中の建物に新たに水道メーターを設置して開栓した場合も下水道使用開始届の提出が必要です。

また、地下水使用から上水道使用に変更した場合においても、下水道使用開始届の提出が必要です。

詳しくはお客さまサービス課（料金担当）に、ご相談ください。

6. 排水設備等確認申請書取下届

排水設備等確認（変更）申請の承認を受けた後に、排水設備工事を取り止める場合は、速やかに「排水設備等確認申請書取下届」を提出してください。

記入する内容は、申請者住所名前、指定工事店名、設置場所、確認番号、確認年月日及び取下理由です。

取下理由は、分かりやすく記入してください。

Ⅳ. 水洗便所改造資金融資あっせん制度

福山市上下水道局では、金融機関から水洗化改造工事に必要な資金を、無利子で借りられる融資あっせん制度を設けています。

この制度は、上下水道局が取扱金融機関（上下水道局と契約を締結している金融機関）に融資あっせんをし、利子を全額負担する制度です。

「上下水道局の貸付制度ではありません」

排水設備工事の契約に際して、融資あっせん制度の利用の有無を必ず確認し、利用する場合は、融資あっせん申請書（添付書類を含む）を排水設備等確認（変更）申請書と同時に提出してください。

※ 工事費内訳書は、融資金額根拠となるものなので、忘れないよう添付してください。

1. 融資あっせんの対象者について

下水道処理区域内及び下水道へ接続することができる区域（市街化区域に限る）に建物を所有し、改造資金を必要とし、法人を除く、次の①から③すべてに該当する方が対象となります。

① 県内に居住し、独立の生計を営む連帯保証人が一名いること。

※ なお、融資対象者及び連帯保証人が市外に居住している場合は、取扱金融機関の審査により、融資が受けられない場合があります。

② 市税（固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等）、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び公共下水道事業分担金に未納がないこと。

（連帯保証人も同様）

※ 添付書類の「市税等完納証明書」で確認します。

③ 取扱金融機関の融資条件に該当すること。

（連帯保証人も同様）

2. 制度の概要

あっせん金額	一件につき10万円以上80万円以下（消費税は、対象外） ※借家、アパートは、単年度に10戸まで利用できます。
償還金額（月額）	一件につき1万円以上
償還期間	60か月以内
融資実行日	毎月12日・27日
初回償還日	実行月の翌月27日

取扱金融機関

中国銀行

広島県内の各支店

福山市農協

福山市内の全支店

しまなみ信用金庫

福山市内と近隣の各支店

※ お取り扱いできない店舗がありますので、申請前に、金融機関へ
お問い合わせください。

3. 融資あっせんの対象となる工事について

- ① 既設の便所を水洗便所に改造する工事を含む排水設備工事であること。(浄化槽を廃止する工事を含む)
※ 新築建物、増築建物及び法人所有建物の場合は、対象にはなりません。
- ② 一件につき工事費(工事費内訳書の排水設備総工事金額)が10万円以上であること。
 ※ 共同住宅等一つの建物に2世帯以上が住居を有する場合等については、事前にお客さまサービス課(排水設備担当)と協議してください。

4. 添付書類について

◎申請者及び連帯保証人の市税等完納証明書

市税等完納証明書は税務部税制課、松永市民課、北部市民課、神辺市民課、東部市民課、新市支所、沼隈支所等において(2020年11月20日現在)

1件300円で交付(発行)します。代理人が請求する場合は、委任状が必要です。(詳細は、税務担当課で問い合わせてください)

※ 申請者、連帯保証人が市外在住の場合は、居住地での市税等完納証明書も必要です。

添付書類

	本市に対する市税等完納証明書	居住地での完納証明書
申請人(市内)	◎	—
申請人(市外)	◎	◎
連帯保証人(市内)	◎	—
連帯保証人(市外)	◎ (又は未登録証明書)	◎

(注意) 市税等完納証明書は、発行日より1ヶ月以内のものを添付してください。

申請は、必ず家屋所有者が行うこと。

なお、連帯保証人は、県内に居住していること。

5. 工事について

工事は、上下水道事業管理者の確認を受けた日から6か月以内に完了してください。6か月以内に工事が完了しない場合は、融資あっせんの決定を取り消すことがあります。

6. 排水設備工事完了届について

完了届の右上に赤字で「融資あっせん」と記入してください。また、排水設備等確認申請書の工事区分が「汲み取り改造」の場合は、新設した水洗便器の写真を1部添付してください。

7. 融資の手続について

工事完了検査合格後、申請者へ「水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書」により融資額を通知しますので、この「水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書」を金融機関へ持参して、申請者と連帯保証人が揃って融資手続を行ってください。

お金は、融資実行日に指定口座へ振り込まれます。

8. 委任状について

指定工事店が直接融資金の受取りを希望するときは、融資契約のときに金融機関へ委任状を提出すること。この場合、振替手数料（指定工事店負担）がかかりますので、手数料を差し引いた金額を指定工事店の口座に振り込みます。

V. 下水道事業受益者負担金

福山市は、「備後圏都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」に基づき、土地の所有者の皆さまに下水道建設費の一部を負担していただきながら、計画的に公共下水道の整備を進めています。

受益者負担金制度とは

下水道の整備によって、その地域の生活環境が改善されるとともに、下水道がない地域と比べて利便性・快適性が向上する等の利益が生じます。

負担の公平性という観点から、下水道建設費の一部は、下水道を整備した区域の土地の所有者の皆さまに負担していただく必要があります。

このような考え方に基づくのが受益者負担金制度です。

負担金を納めていただく人(受益者)とは

受益者とは、下水道を整備する区域内のすべての土地の所有者です。

ただし、その土地に、地上権、賃貸借権等（一時使用を除く）の権利がある場合は、当事者間で協議して受益者（納付者）を決めていただきます。

負担金の対象となる土地とは

下水道を整備する区域内の土地（例えば、宅地の他に、駐車場、田畑等も含む。）は、すべて受益者負担金の対象となります。

負担していただく金額は

負担金は、その土地に一度限り賦課されるもので、土地の面積に応じ、1㎡当たり246円を負担していただきます。(10円未満切捨)

$$\text{負担金の額} = \text{土地の面積(公簿)} \times 246\text{円}$$

負担金の納付方法は

納付方法は、一括納付と分割納付を選ぶことができます。分割納付は、1年に3回の納期があり、最大3年の、計9回分割が可能です。納期はつぎのとおりです。

第1期 7月1日～ 7月31日まで

第2期 9月1日～ 9月30日まで

第3期 12月1日～12月28日まで

お支払いには便利な「口座振替制度」をぜひご利用ください！

- ◆ 希望される方は、受益者負担金口座振替依頼書、納入通知書、届出印を持って金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局も含む）で手続きをしてください。



一括納付報奨金は

負担金の全額または数期分をまとめて前納すると、期別納付額の0.3/100に前納月数を乗じて得た額が「報奨金」となり、負担金額から報奨金額を減額した金額で納付することができます。

(報償金額に10円未満の端数がある場合及び全額が100円未満である場合は切捨て。限度額は10万円。)

(徴収猶予を受けている場合及び滞納がある場合は対象外。)

VI その他各種申請

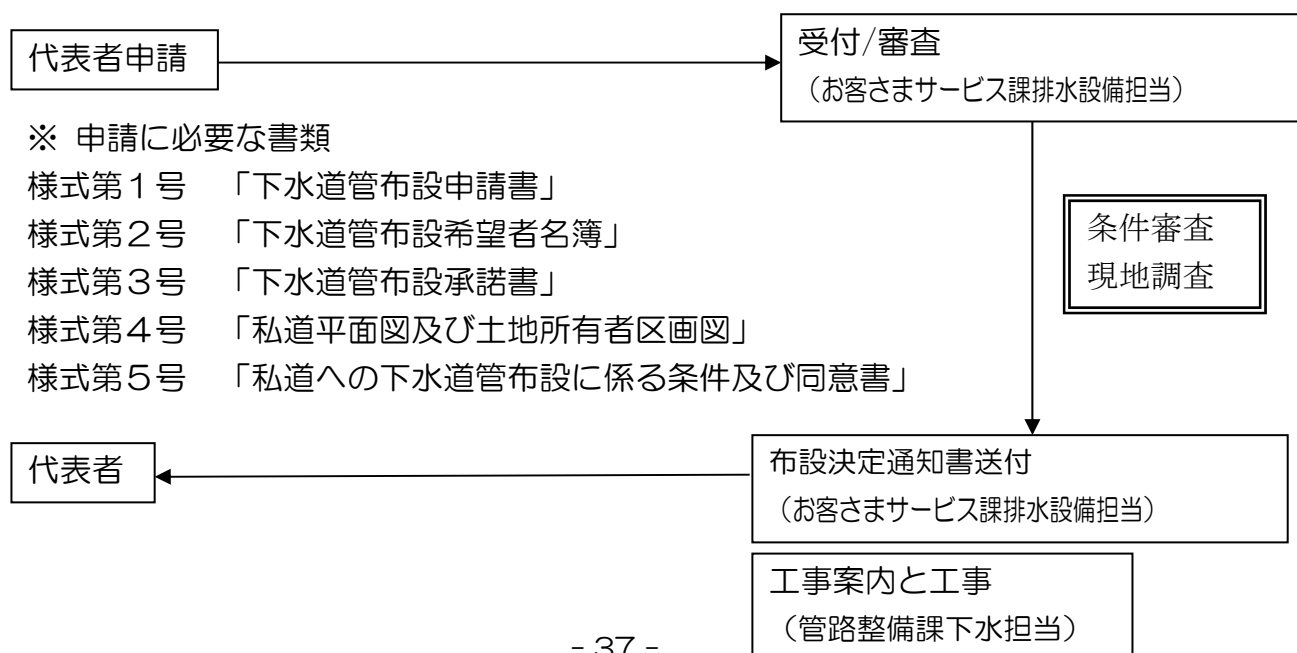
1. (私道への) 下水道管布設申請書

私道の下水道管は、利用する人が個人の費用で設置し、維持管理することになっています。

しかし、下水道の利用促進を図るため、次の条件等を満たせば申請により、上下水道局の費用で下水道管を布設し、維持管理します。なお、私道へ下水道管が布設された場合には、下水道管布設希望者は、直ちに排水設備の改造及び汲み取り便所の水洗化工事を行わなければなりません。

条件等

- ① 私道の両端または一端が公道に接し、有効幅員が原則として2m以上で、布設をするのに支障がないこと。
- ② 当該私道の土地所有者の全員が、下水道管の布設を承諾していること。
- ③ 私道の下水道管を利用し排水する戸数が2戸以上で、その2分の1以上（2戸の場合は2戸全部）が直ちに排水設備を設置することが明らかであること。
ただし、供用開始後3年以上経過の場合は、全戸直ちに排水設備を設置することが明らかであること。（1戸とは、便所と炊事場を備えた建築物をいう。）
- ④ 下水道管布設に際して、ガス管・水道管等地下埋設物の移設の必要が生じた場合はその移設に係る費用は、申請者において負担すること。
- ⑤ 下水道管布設に伴う路面復旧は原形復旧とし、復旧幅は原則として4メートルまでとする。
- ⑥ 建設時から償還年数を経過していない公共下水道を廃止又は変更しようとする者は、それに要する費用を負担し、公共下水道布設に要した費用の未償還分を上下水道局へ納入すること。



— 位置指定道路内の排水施設 —

2. 下水道排水施設設置と接続

公共下水道への施設等設置許可（変更）申請書

私費により、排水施設等（本管・取付管・その他）を設置し公共下水道に接続するときは、下水道法第24条第1項の規定により、公共下水道管理者の許可が必要となります。

事前協議

調査（お客さまサービス課排水設備担当・上下水道計画課）

申請

受付／審査（上下水道計画課）

◎ 公共下水道への施設等設置許可（変更）申請書（2部）

- ①位置図（申請地付近見取図）
- ②丈量図（道路位置指定申請時に添付したもの）
- ③平面図（S=1:200）
- ④縦断面図（縦／1:100、横／1:200）
- ⑤標準横断面図（S=1:100）
- ⑥掘削断面図（公道、位置指定道路、取付管）
- ⑦管理設図（塩ビ管、取付管、小口径塩ビます）
- ⑧構造図（マンホール）
- ⑨インバート図
- ⑩舗装復旧断面図
- *②～⑩の用紙の大きさはA2版
- ⑪様式「道路占用並びに掘削協議書」一式……4部
- ⑫登記事項要約書の写し
- ⑬公図の写し

協議

許可

公共下水道への施設等設置許可（上下水道計画課）

道路管理者

工事着工

・排水施設等設置工事（私費）

工事完了

受付（上下水道計画課）

◎ 施設等設置完了届及び検査依頼書 → 検査 → 結果通知

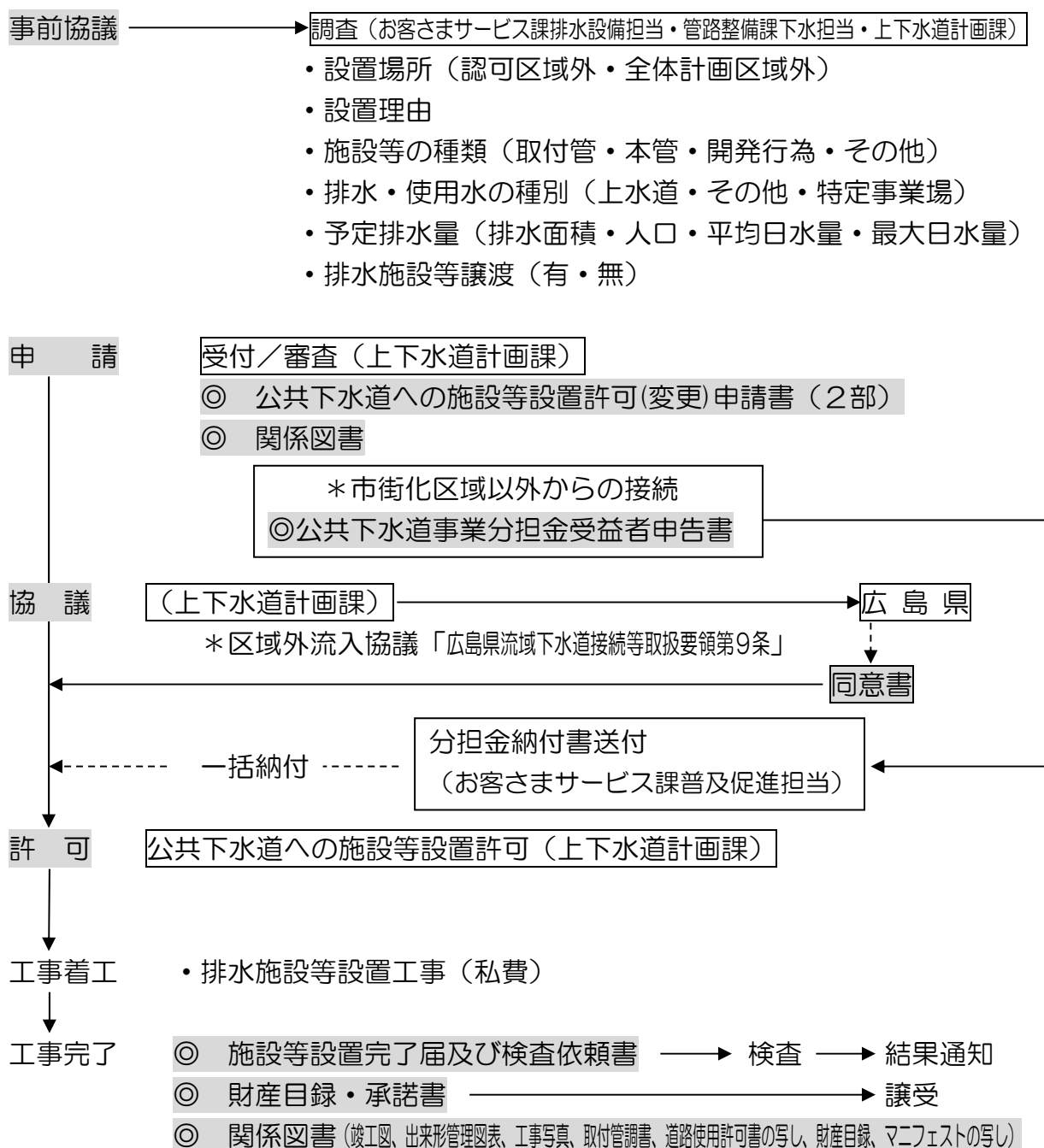
◎ 財産目録・承諾書 → 譲受

- ①竣工図
- ②出来形管理図表
- ③工事写真
- ④本管接続調書
- ④取付管調書
- ⑤道路使用許可書の写し
- ⑥財産目録
- ⑦マニフェストの写し

3. 処理区域外流入について

公共下水道への施設等設置許可（変更）申請書

公共下水道の処理区域外の土地（以下「処理区域外」という）の汚水を、公共下水道に流入したいときは、事前に協議が必要です。その水質・排水量等を審査し支障のない場合は、下水道法第24条申請（公共下水道への施設等設置許可申請書）により、条件をつけて許可します。〔下水道法第24条第1項、福山市下水道条例第18条、同施行規程第13条〕



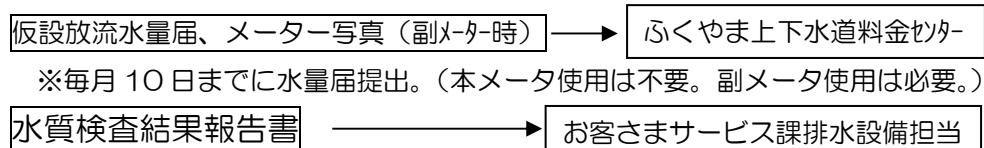
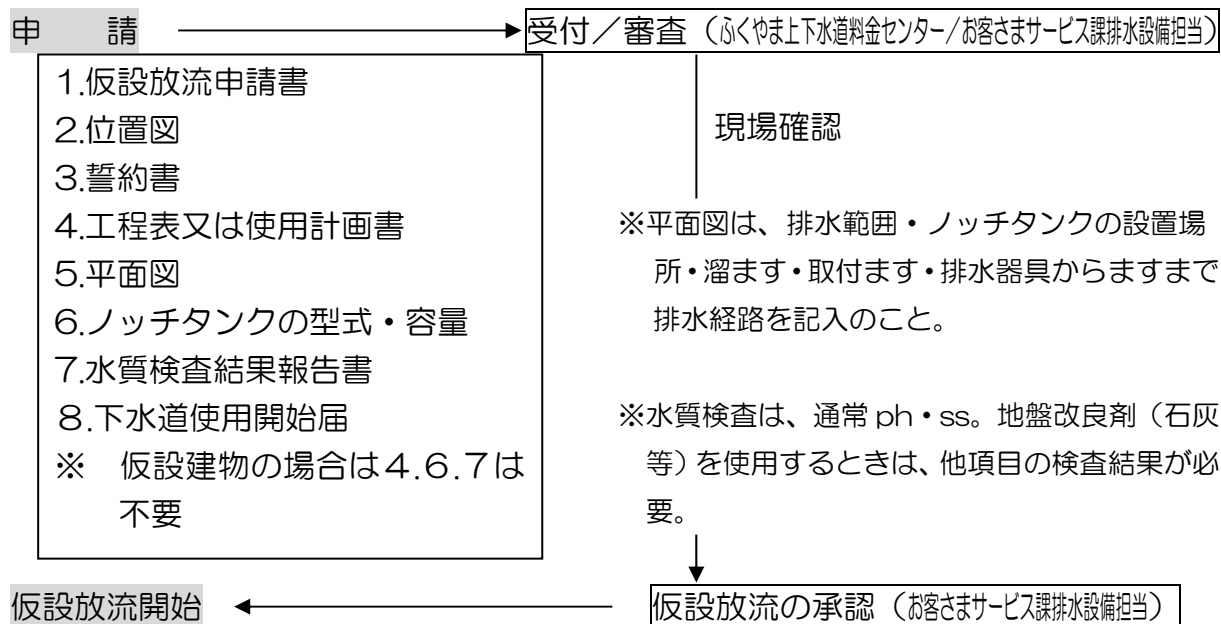
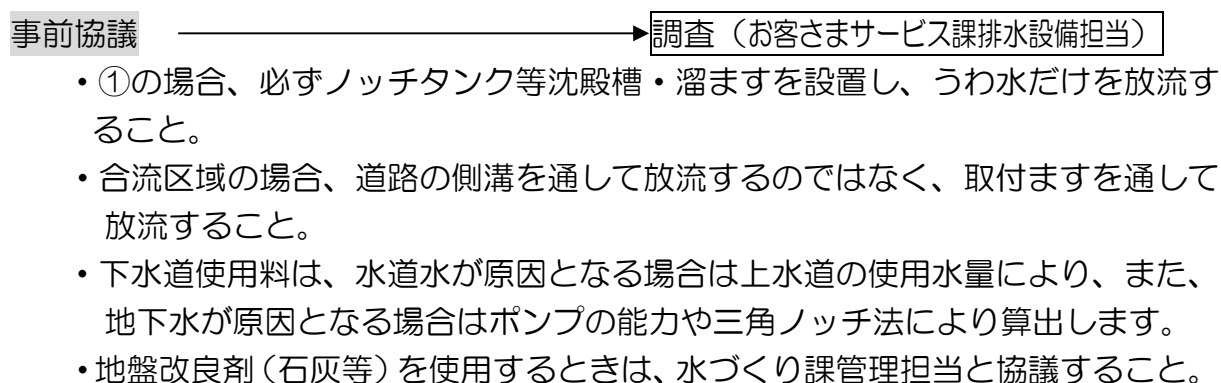
4. 仮設放流申請書

① 合流区域内での基礎工事等の地下水・雨水等

合流区域内でのビル等の建設において、基礎工事や地盤改良工事のため大きな穴を掘り、そこから出る地下水、雨水、水圧を利用して矢板打ち込みを行う水などは、下水管に放流しなければなりません。

② 選挙事務所、工事現場、プレハブ、トイレ等での仮設建物

期間を限定して、一時的に公共下水道を使用する場合は、排水設備等確認(変更)申請書でなく、仮設放流申請として取り扱います。



承認期間を越えて放流する場合は、期間満了前に必ずお客さまサービス課排水設備担当へ協議すること。

仮設放流終了

仮設放流終了報告書・下水道使用廃止届・
水道メーター写真・仮設トイレ等の撤去写真



お客さまサービス課排水設備担当

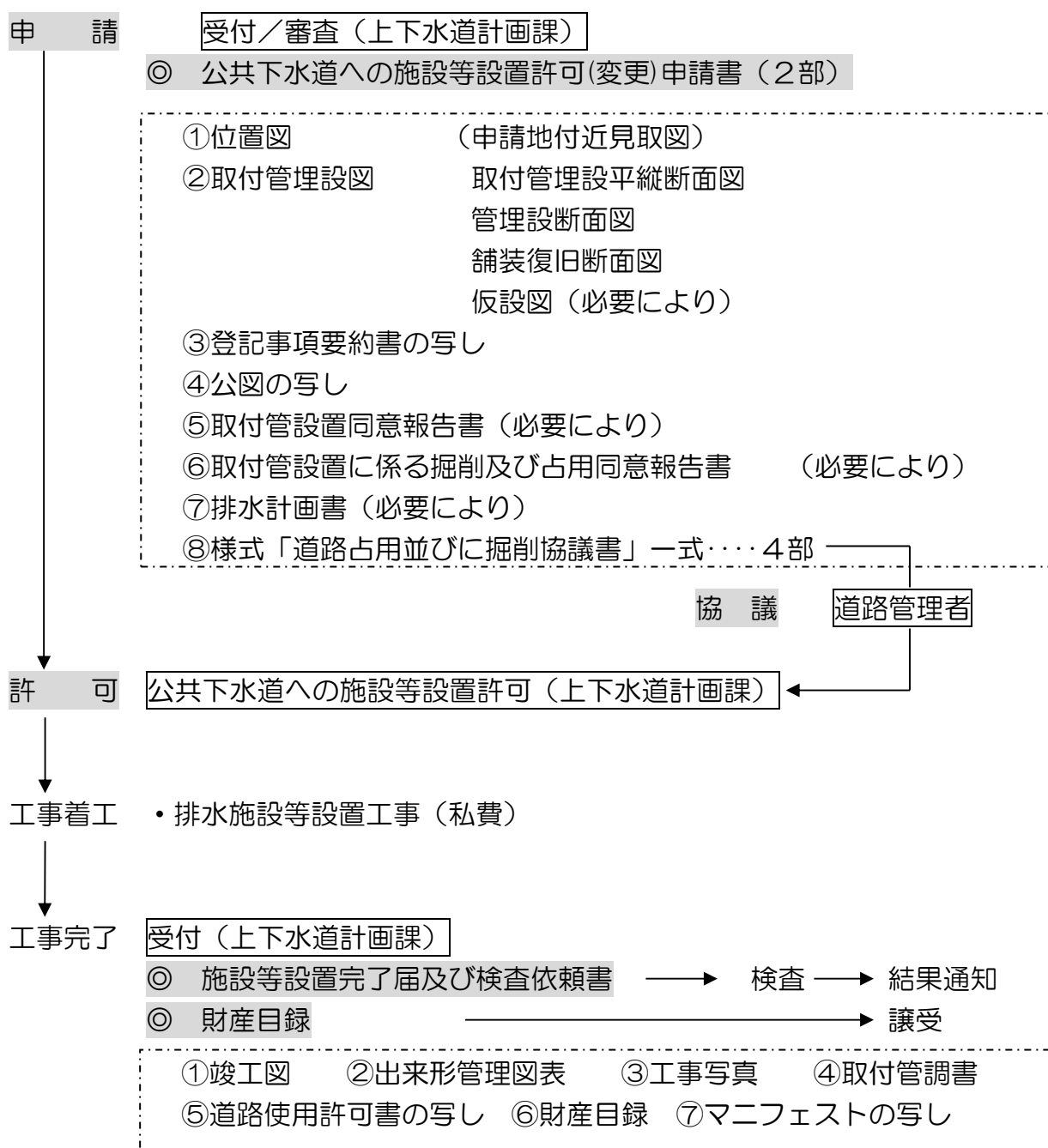
現場確認

〔下水道法第24条申請〕 ①公費負担以外の取付管設置

5. 取付管設置申請（私費）

公共下水道への施設等設置許可（変更）申請書

私費負担（福山市公共下水道取付管等設置基準による公費負担以外）で取付管を設置し公共下水道に接続するときは、下水道法第24条第1項の規定により、公共下水道管理者の許可が必要です。



6. 公費による宅内マンホールポンプ施設設置申請

下水道の普及促進を図るため、公共下水道を処理する区域内で、地形その他物理的な制約により汚水を公共下水道へ自然流下で排除できない土地（低宅地）について、汚水の排除を可能にするため、申請に基づき公費で宅内マンホールポンプ施設を設置します。

宅内マンホールポンプ施設とは

取付柵から公共下水道に接続するまでの下水道施設のうち、圧力ポンプ施設（ポンプ施設、電気施設、内部配管、貯水タンク、水位計、警報器等）と、圧送管路を言います。

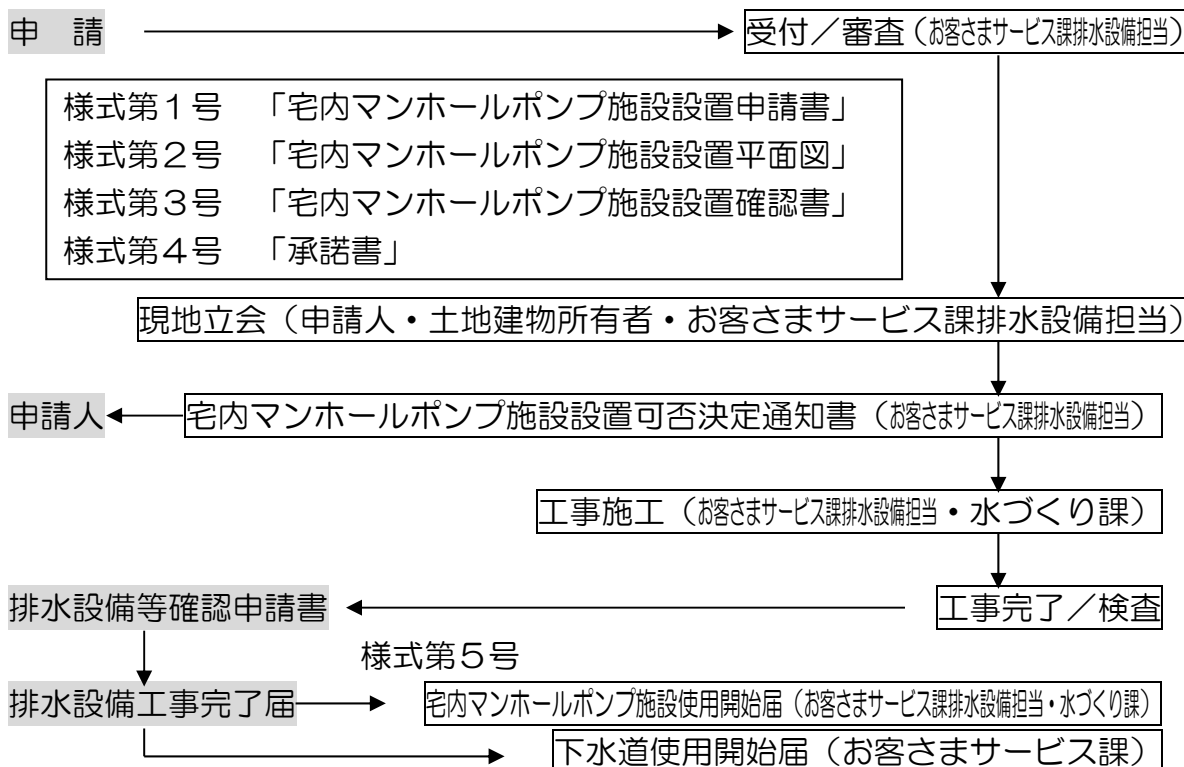
設置の対象

宅内マンホールポンプ施設でなければ、汚水を排除することができない一戸建て住宅が現に存在するか、または具体的な建築計画があるもの。

ただし、地下構造物から排出される汚水を排除する場合は除く。

設置の条件

- ① 宅内マンホールポンプ施設の設置工事が実施可能であること。
- ② 宅内マンホールポンプ施設は、公共下水道を利用しようとする土地の可能な限り公道に近接した場所とし、土地の使用に係る費用は無償とすること。
- ③ 宅内マンホールポンプ施設を設置した後、直ちに排水設備工事を実施すること。
- ④ 設置後、宅内マンホールポンプの運転の確認（日常点検）を行うこと。



VIII 下水道本管と取付管

取付管設置に係る手続きについて

1. 取付管設置に係る書類等

(1) 下水道供用開始後、新たに公共下水道への取付管接続希望があるときは、福山市公共下水道取付管等設置基準により判断し、受付します。

1) 設置費用が公費の場合、公共下水道取付管設置依頼書を提出してください。

申請窓口は、お客さまサービス課排水設備担当です。

2) 設置費用が私費の場合、公共下水道への施設等設置許可（変更）申請書を提出してください。申請窓口は、上下水道計画課です。

※ 費用負担は事前に確認し、私費負担と公費負担の申請様式が異なりますので注意してください。

(2) 書類の受付時に取付管に関する確認（工事区分、建物の用途、ますの位置・深さ等）を行います。

(3) 自己の都合により取付管及び取付ますの改築（撤去）を行う場合は、下水道施設改築（撤去）許可申請書を提出してください。費用は私費負担となります。申請窓口は上下水道計画課になります。

【問い合わせ先】

お客さまサービス課排水設備担当（設置費が公費の場合） TEL 084-928-1532

上下水道計画課（設置費が私費の場合） TEL 084-928-1090

注意する点・よくある改修指示事項

※ 設計施工にかかわる従業員・作業員等に周知すること。

- ①必ず、図面へ色づけ
 汚水 = 赤色 雨水 = 緑色 通気管 = 黄色
 上記も含め、各衛生器具へ付くトラップの図示記号の記入漏れが多い・・・下図参考

雨水排水経路の図示及び敷地境界の記入漏れ

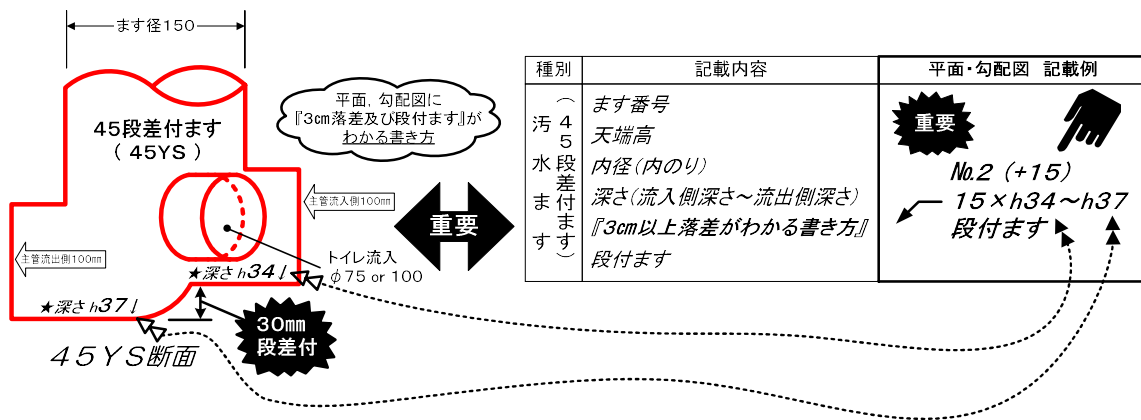
- ②配管の土かぶりは、原則「20cm以上」とすること。
 荷重等の考慮のうえ必要な土かぶりを確保する。やむを得ない場合は、これに耐える管種・防護を施すこと(具体的な内容を図面へ書き込むこと)

※管勾配は『原則100分の2以上』

- ③露出配管部には「VP管」を使用する。

図面へ【3cm落差及び段付ます】がわかる書き方とする事。

- ④トイレからの排水が直接合流する箇所には、原則「45度合流段差付ます」を使用する。

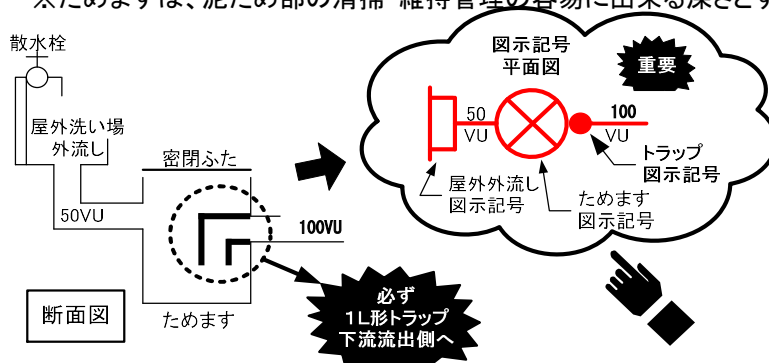


- ⑤「廃止する浄化槽・くみ取り槽」、水道メータ及び井戸(地下水)を図示し、廃止方法を記入する。
 井戸水等を使用し、汚水とみなされるものは排水設備に接続する。

- ⑥別紙、施工写真撮影例を参考にし「カラー撮影」で撮影。

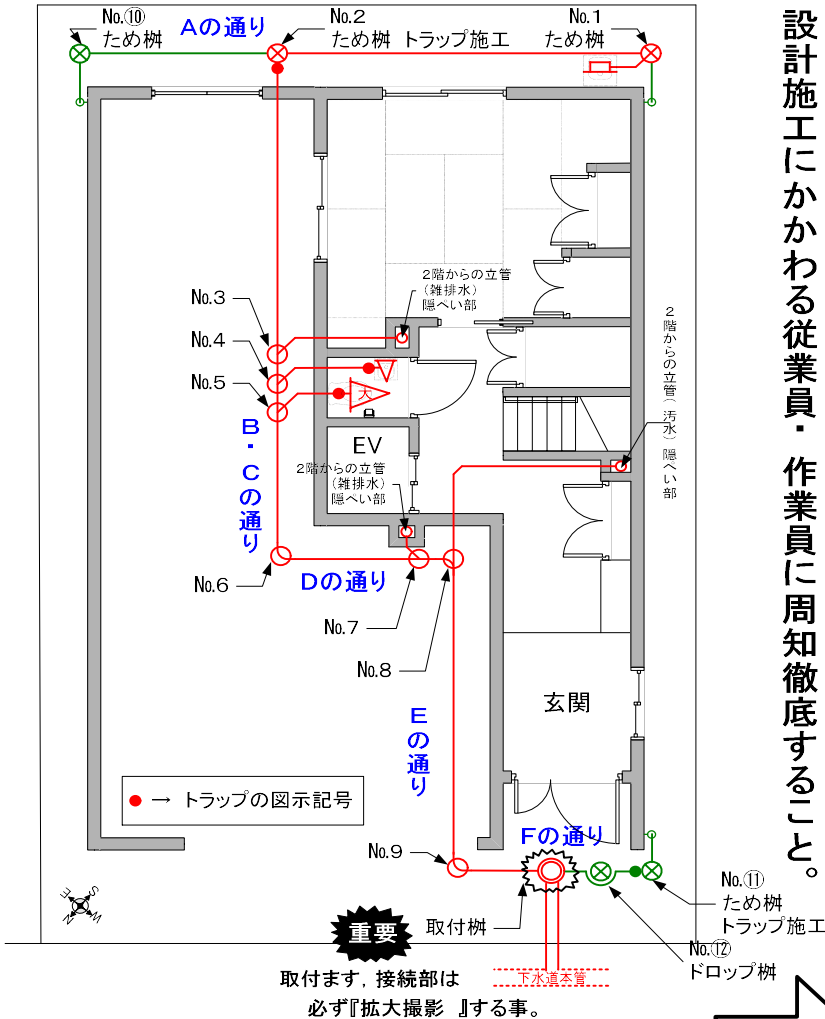
- ⑦※グリストラップ等、阻集器の構造図仕様・清掃周期等のわかる写しの添付

- ⑧屋外洗い場(ガーデンパン)等の「ためます」に「トラップ(封水機能)」を施工する。
 目的→排水管または公共下水道からの臭気・衛生害虫などが屋内に「侵入するのを防止」するために設ける器具装置である。
 ※ためますは、泥だめ部の清掃・維持管理の容易に出来る深さとすること。



- ⑨給湯器からのドレン排水は、汚水系統へ接続すること。
 ※潜熱回収型ガス給湯器で、「中和器」が設置されているものは、雨水排水可能。
 ●接続は、間接排水とし、トラップます等を用いること。
 ⑩浄化槽や汲み取りからの切替では、既存排水器具のトラップの有無を確認し、無い場合にはトラップ柵を設置すること。
 ※二重トラップにならないように注意。
 ※通気を取る場合、柵ふたに穴を開けず市販の専用ふたを設置すること。

排水設備工事 施工写真 撮影例



※注: 合流区域の例です。

取付ます蓋, 泥溜ますにトラップを設置した写真必要

※設計施工にかかわる従業員・作業員に周知徹底すること。

撮影例



※ カラー写真で提出。



重要

取付ます, 接続部は必ず『拡大撮影』する事。

参考資料 (2)




(旧新市町型・旧神辺町型)



図面と照らし合せて、確認しやすい写真とする事。

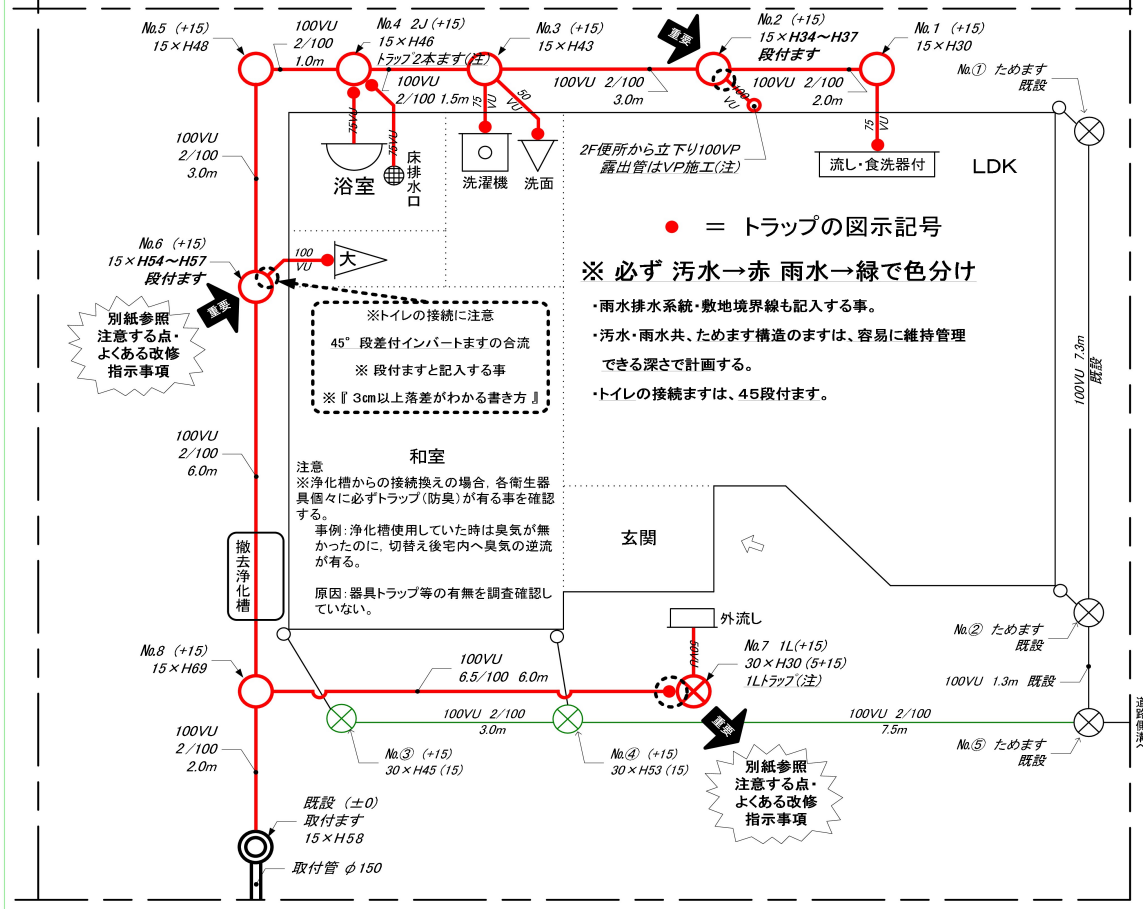
旧新市町型は生コン又はモルタルにより防護工をする事。

縮尺	方位
1/〇〇〇	

※2Fなどに水まわりがある場合には必要

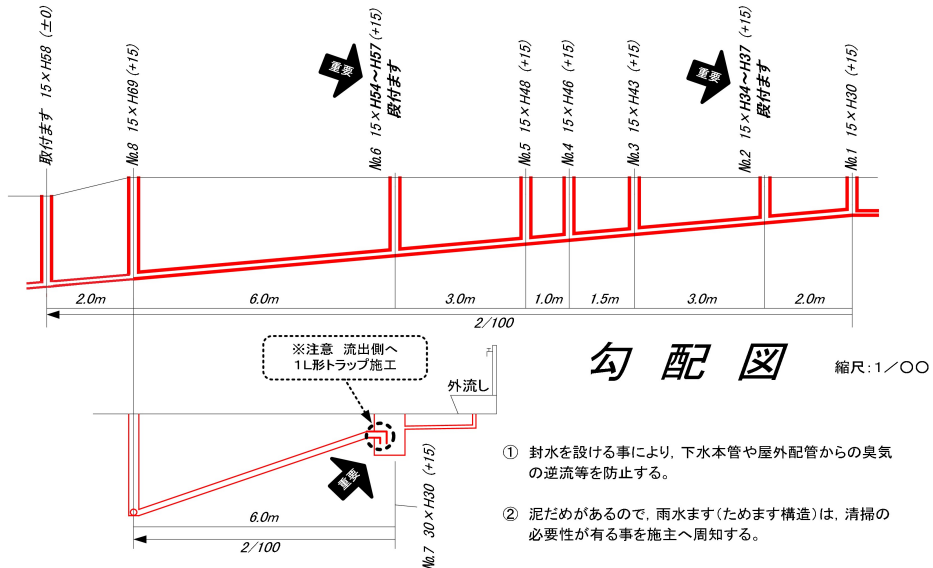
参考資料(3)

平面図



参
考
図

※ 設計施工にかかわる従業員・作業員に周知徹底すること。



【排水設備申請書提出 事前チェックシート】及び【排水設備工事完了届 事前チェックシート】で確認をお願いします。

【指定工事店制度について】

- 1 工事店に係る異動（代表者，商号，所在地等の異動）があった場合，必ず指定工事店異動届を提出してください。（P. 10）
- 2 問い合わせの電話をしても，電話が通じない工事店があります。必ず常に連絡がとれる電話番号（個人の携帯電話可）を報告してください。

【下水道排水設備等確認申請について】

- 1 福山市・広島県・国等官公庁発注の排水設備工事についても，排水設備等確認申請書の提出は必ず必要です。
- 2 排水設備工事に伴う請負契約は，确实（特に金額，請負金請求者等）に行ってください。融資あっせん制度を利用される場合は，特に注意をしてください。
- 3 融資あっせん制度利用時，申請人または連帯保証人が市外へ在住の場合は，添付書類について特に注意してください。（P. 31）
- 4 申請書を作成する時には，必ず現場の事前調査を确实に行ってください。（取付ますの有無や深さ，既設ガーデンパンの有無，既設雨水系統など）（P. 16）
- 5 事業所・工場等の事業場で，排水量が50m³/日以上の上の事業場は，その排水量を必ず記入してください。
- 6 排水棟数は下水道へ排水する建物の棟数を，排水世帯は下水道へ排水する建物に住居を有する世帯数を記入してください。（事務所・工場・店舗等住居に供していない建物は除く）
（P. 19）
- 7 除害施設等を設置する可能性がある場合は，水づくり課管理担当（中津原浄水場）で確認し，「除害施設設置義務等確認書」受け取り，申請時にコピーを添付して申請してください。
（P. 20）

- 8 排水設備完了届に添付する工事写真は、できるだけリサイクル可能な用紙を使って作成してください。
- 9 排水設備設計図に使用する図示記号は、必ず広島県統一記号を使用すること。
名称（例：トイレ・洗濯機等）のみの記載はしないでください。（P. 26）
- 10 図面の污水管は「赤色」雨水管は「緑色」とし、施工する管は「実線」既設管は「破線」で記入してください。（P. 26）
- 11 施工部分分かるよう平面図と勾配図に色塗りを行ってください。（P. 48）
- 12 取付管及び取付ますには、新設（申請中）または既設を必ず明示してください。
（P. 48）
- 13 排水設備等確認申請書の「平面図」には合流あるいは分流の工事区分を記載してください。
※合流と分流の区域を下水道台帳により事前に確認してください。
- 14 ガーデンパン等の溜めます下流部にはトラップ及び密閉蓋を設置してください。
（P. 46）
- 15 申請書等の提出は、必ず「ふくやま上下水道料金センター排水窓口」へ提出してください。
- 16 排水設備等工事完了届に記入する「工事完了年月日」は、排水設備が取付ますに接続され、公共下水道を使用開始した日です。
後片付け、外構工事完了日、引き渡し日、給水装置工事検査日ではありません。
また、原則として下水道使用開始年月日と工事完了年月日は同一日となります。（P. 29）
- 17 責任技術者は、完了届の提出前には、必ず設計図と現場施工箇所を再確認してください。
- 18 排水設備工事完了検査は、完了届提出後、概ね1ヶ月以内に行っています。
また、「融資あっせん制度」を利用される申請につきましては、お客様の融資手続きの関係上、検査を優先して行いますので、完了届提出の際にお声掛けください。
- 19 排水設備等確認申請等に係る提出書類は、必ず指定工事店の責務において行ってください。

【その他の申請について】

- 1 基礎工事等で発生する地下水等・選挙事務所・工事現場事務所等を公共下水道へ期間を限定して一時的に汚水を放流する場合は排水設備等確認申請書ではなく、仮設放流申請書をふくやま上下水道料金センターへ提出してください。(P. 40)
- 2 下水道処理区域外から公共下水道へ流入する協議は、必ず事前に流入計画(計画人口・日最大汚水量・建物用途等)を把握して、上下水道計画課(区域外流入担当者)お客さまサービス課(分担金担当者)と協議を行ってください。特に本管工事と同時期に施工する場合は、協議等に時間を要するため、可能な限り早めに協議してください。(P. 39)
- 3 大規模建築物の排水計画(特に合流地区)については、お客さまサービス課排水設備担当で事前の排水協議を行ってください。なお、協議者は建物建築設計事務所が適当と思われます。
- 4 排水設備工事に伴う、最終し尿収集及び浄化槽清掃については、十分余裕を持って業者へ依頼してください。浄化槽を廃止した場合は環境保全課へ、浄化槽使用廃止届の提出が必要です。(P. 27)
- 5 下水道へ接続する建物用途が、事業所系で使用水量が推定困難な場合には、別途、使用水量を計量するメーターを設置していただく場合がありますのでお客様へ説明してください。
- 6 下水道へ接続済の建物に対して、新たに水栓番号を設ける場合は、必ず下水道の使用開始届を提出してください。